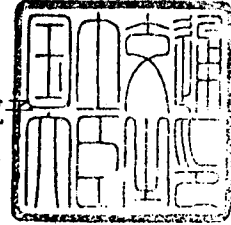


認定書

国住指第 364 号
平成 14 年 2 月 4 日

興亜不燃板工業株式会社
代表取締役 三枝輝孝郎 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 107 条第一号及び第三号（屋根：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP030RF-9114
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
木毛・木片セメント板野地板塗装溶融亜鉛めっき鋼板瓦棒葺屋根
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

認定区分 防耐火構造 耐火構造 屋根<30分>
 商品名 高圧コーライトボード
 申請者住所 興亜不燃板工業(株) 千葉県長生郡長柄町山根1985-1
 (連絡先)

認定内容

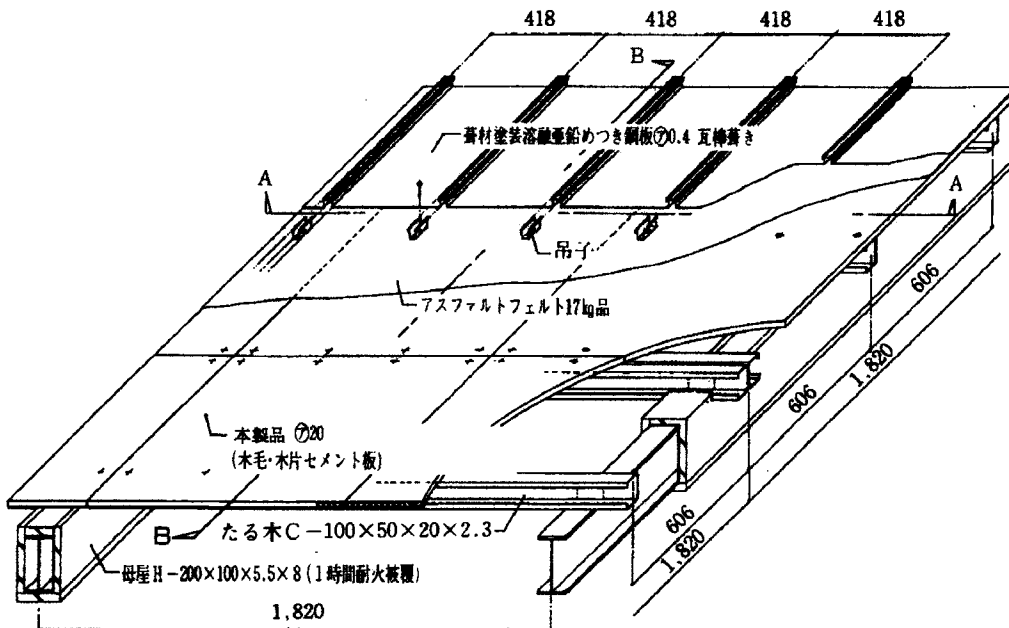
認定番号

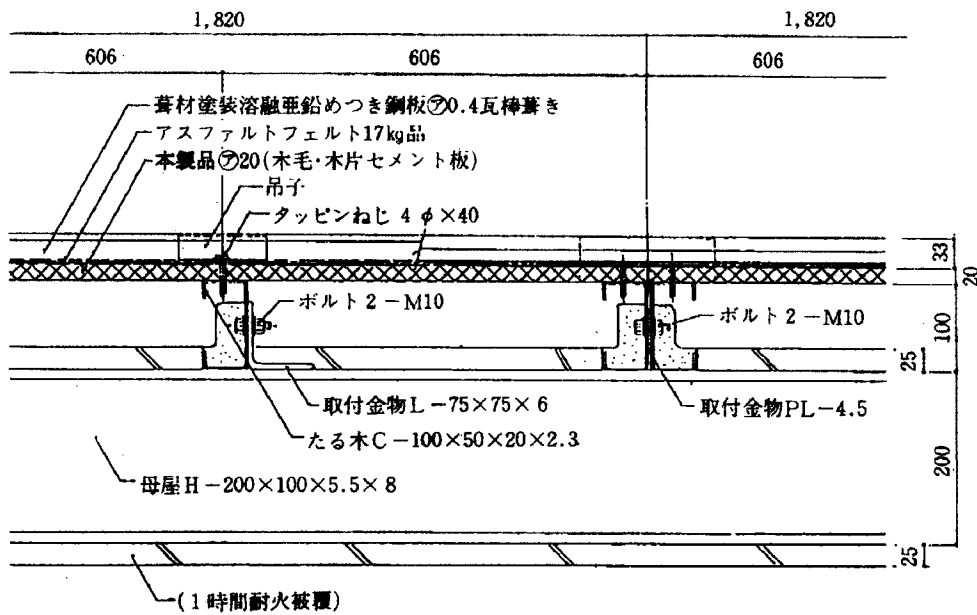
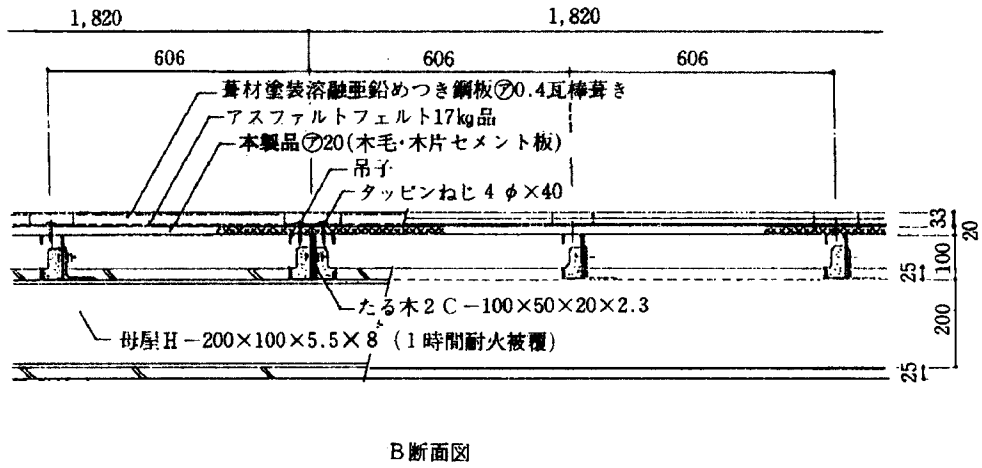
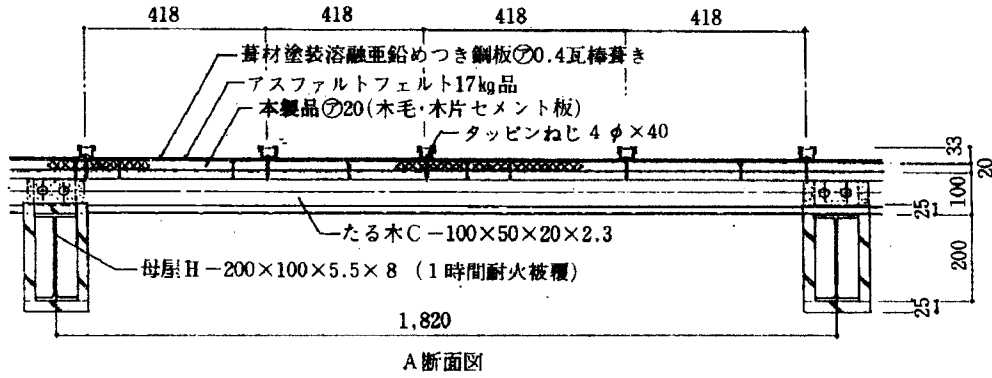
FP030RF-9114

構造方法又は建築材料の名称	木毛・木片セメント板野地板塗装溶融亜鉛めっき鋼板瓦棒葺屋根
申請者名	興亜不燃板工業(株) 代表取締役 三枝輝吉郎
認定年月日	平成14年2月4日

・認定した構造内容又は建築材料の内容 (寸法単位: mm)

1. 部分、耐火性能の区分 屋根 30分耐火
2. 試験機関名 (財)建材試験センター中央試験所 受託番号 依試第58916号
3. 構造説明図 (単位 mm)





4. 材料等説明

1) 主構成材料

(1) 屋根葺材

(イ) 金属板

種 類	厚さ (mm)	規 格
亜鉛鉄板	0.4以上	JIS G 3302 (不燃1041号)
着色亜鉛鉄板	0.4以上	JIS G 3312 (不燃1041号)
塩化ビニール樹脂 金属積層板	0.4以上	JIS K 6744 (不燃1051号)
弗素樹脂塗装鋼板	0.4以上	
カラーステンレス鋼板(SUS304, 316)	0.4以上	JIS G 4305 (不燃1006号)
ガリバリウム鋼板	0.4以上	(不燃 (個) 1727号)
熱間圧延黒皮付 耐候性鋼板	0.4以上	JIS G 3125
銅板	0.4以上	
亜鉛合金鋼板	0.4以上	
表面処理亜鉛合金板	0.4以上	
亜鉛合金複合板	0.4以上	
アルミ亜鉛合金メッキ鋼板	0.4以上	(不燃 (個) 1727号)
熔融アルミメッキ鋼板	0.4以上	JIS G 3314
耐酸被覆鋼板	0.4以上	
チタン展伸材	0.4以上	JIS H 4630 (不燃1019号)
(ロ) 石綿スレート	4.0以上	JIS A 5423・5430

(2) 防水材料 アスファルトフェルト 17kg品以上

(3) 野地材料 木毛・木片セメント板

(イ) 形状寸法

厚 さ (mm)	許容差	比 重	重 さ (kg/m ²)	許容差	大 き さ (mm)	許容差	
	厚 さ (mm)			重 さ (kg/m ²)		長 さ・巾 (mm)	
20	+ 1	0.8以上	16.0以上	+ 6	910×1,820		
	- 2			- 0			
25	+ 1		20.0以上	+ 7	910×2,000		+ 0
	- 2			- 0			- 3
30	+ 0		24.0以上	+ 8	455×1,820		
	- 3			- 0			

(ロ) 構成 (組成)

混合比 (重量)

木毛	15%	+ 0	木片	17%	+ 0
		- 2			- 2

竹	5%	+0	エチレン酢酸ビニル	3%	+0
		-1			-1
ポルトランドセメント	60%	+6			-0

充分混練し、板状に均一に散布圧縮形成し、セメントの硬化養生した後、乾燥し、規格の寸法に切断したもの

- (4) 支持材料 たる木 C-100×50×20×2.3以上
母屋 H-200×100×5.5×8以上

2) 副構成材料

- (1) たる木取付ボルト 9φ×20mm以上
(2) たる木取付金物 L型 75×75×6mm
(3) キャップ通し吊子 亜鉛鉄板 厚さ0.3mm以上
(4) 補助たる木(横葺き) 20×25×20×1.0mm



5. 標準仕様(施工仕様)

- (1) 母屋は、耐火構造上安全なものとし、耐火1時間の被覆を施す。
ただし、平成12年建設省告示第1399号第四第三号ニの規定に該当する場合には、耐火被覆をしなくてもよい。
- (2) たる木は606mm間隔以下とし、取付金物(L型75×75×6mm)を母屋に溶接にて固定し、たる木取付ボルトを用いて固定する。野地板の目地部は二重たる木とする。
- (3) 工法
- (3)-1 瓦棒葺き工法の場合
- (イ) 野地板(木毛・木片セメント板)をたる木の上に敷き並べタッピンねじ(4φ×40mm)を用いて固定する。
- (ロ) アスファルトフェルト(17kg品以上)を重ねしろ100mm以上取って敷く。
- (ハ) 鉄板瓦棒(厚0.4mm)は通し吊子をタッピンねじ(4φ×40mm)を用いてたる木に固定する。瓦棒間隔は418以下とする。
- (3)-2 横葺き工法の場合
- (イ) 補助たる木を480mm間隔でたる木にタッピンねじ(4φ×45mm)で固定し補助たる木の間に455×1,820×20~30mmの木毛・木片セメント板を敷き込む。
- (ロ) アスファルトフェルト(17kg品以上)を重ねしろ100mm以上取って敷く。
- (ハ) 屋根葺材の上部のハゼに吊子をかけ、タッピンねじ(4φ×19mm)で補助たる木に固定する。
- (3)-3 スレート葺き工法の場合
- (イ) (3)-1(イ)参照
- (ロ) (3)-1(ロ)参照
- (ハ) スレートは防水上支障のない重ねしろを取りタッピンねじ又はフックボルトでたる木に固定する。

6. 留意事項

- (1) 運送中、現場保管中の破損、すみ欠けのない様に十分留意する。

- (2) 原則としては、屋内保管とができる限り水平な場所にかい木を敷き、雨量が直接入らないようシートをかけ保管する。

7. 付帯条件 なし

注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。